

野沢温泉村で暮らす住民、事業者の皆さまへ

野沢温泉村には、野沢温泉村内で暮らしたり、営業をされる方に守っていただきたい、又は協力していただきたいルールがあります。

このルールは、野沢温泉村の住民が、これまでの長い年月の中で、村への愛着と誇りを持ち、村の宝物である温泉、スキー場、そして生活などを守り、次の世代に引き継いでいくために決めたものです。

そこで、皆さまに特に知っておいていただきたい【8つのルール】の概要を紹介します。

これらルールをご理解いただき、ご協力をお願いします。

詳しい内容や不明な場合は、野沢温泉村役場の担当部署にお問い合わせをお願いします。

2025年（令和7年）2月 野沢温泉村

【8つのルール】

1 スキー場区域でのルール【担当部署：観光産業課】（2ページ）

スキー場区域内で、建物の取得、新築や増改築、営業などを行う場合のルールです。

2 景観をよりよくするためのルール【担当部署：観光産業課】（4ページ）

建物の取得、新築や増改築、看板の設置や改修などを行う場合のルールです。

3 上ノ平別荘地のルール【担当部署：観光産業課】（6ページ）

上ノ平別荘地に土地、建物の取得・新築や増改築などを行う場合のルールです。

4 地下水の利用のルール【担当部署：総務課】（7ページ）

地下水の利用などを行う場合のルールです。

5 地中熱の利用のルール【担当部署：総務課】（9ページ）

地中熱の利用などを行う場合のルールです。

6 宅地開発と中高層建築物のルール【担当部署：建設水道課】（11ページ）

宅地の開発、建物の新築や増改築などを行う場合のルールです。

7 ごみの処分（分別・出し方）のルール【担当部署：民生課】（12ページ）

家庭生活や営業活動から出るごみを処分などする場合のルールです。

8 秩序ある道路の雪かきをするためのルール【担当部署：建設水道課】（16ページ）

冬の生活、日々の除雪などを行う場合のルールです。

1 スキー場区域でのルール

【役場の担当部署：観光産業課 観光施設係】

「野沢温泉スキー場管理条例」に定められています。

この条例の目的は、野沢温泉スキー場を訪れたお客様の快適なウィンタースポーツ環境の確保とスキー場の安全な管理運営を図ることなどです。

スキー場区域（私有地も含みます。）を村が定め、その区域内の土地と建物の所有者などに次のような協力を求めています。

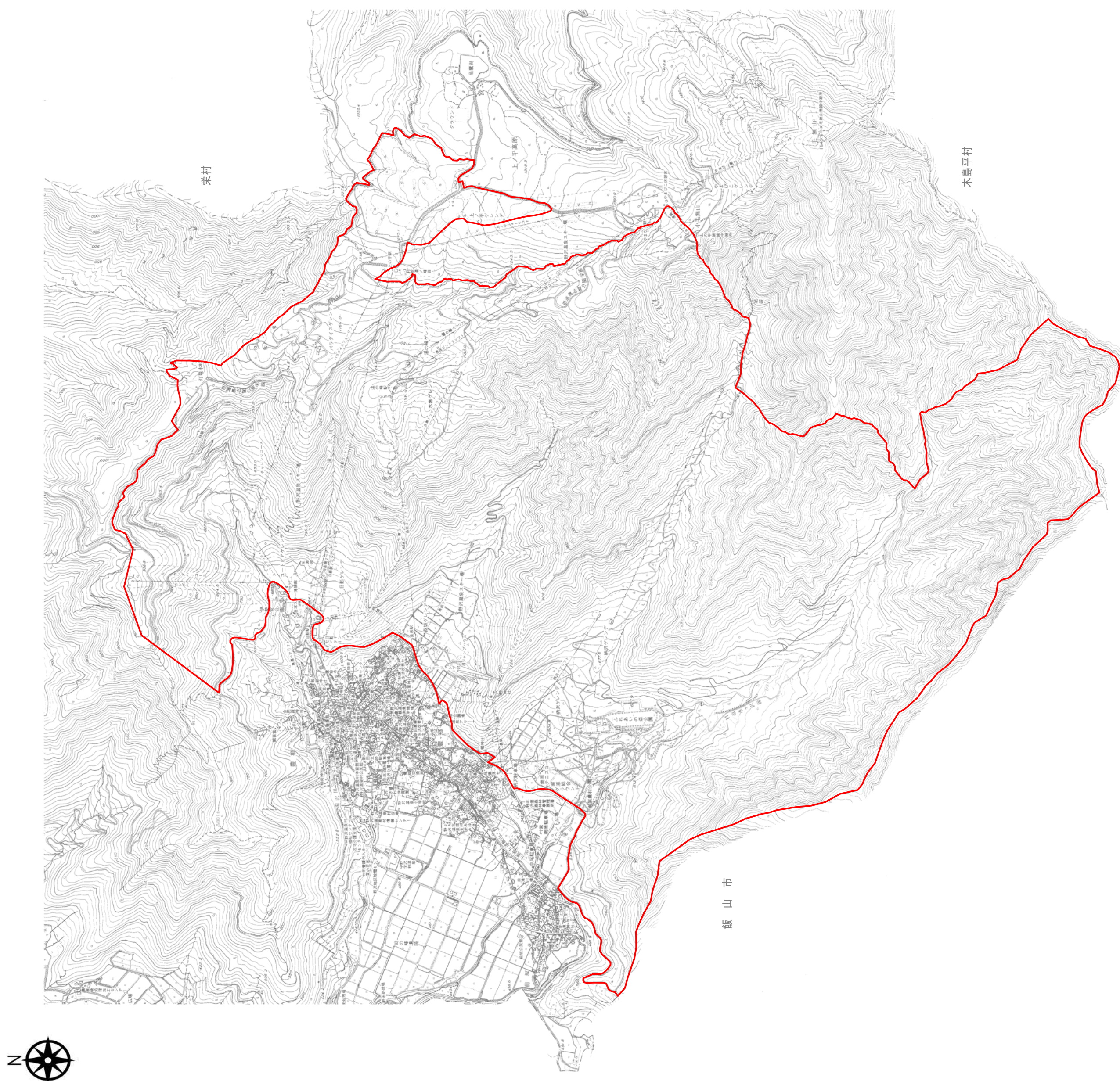
スキー場区域は、添付資料の別紙1をご覧ください。また、野沢温泉村のホームページのトップページ＞村政情報＞条例＞野沢温泉スキー場管理条例＞野沢温泉スキー場区域図でもご覧いただけます。

- (1) スキー場区域内に、施設などを設置しないこと。
- (2) スキー場区域内で営業行為をしている者が、業種変更又は施設の増改築をするとき及び第三者に営業行為を継承させるときは、事前に野沢温泉村と協議すること。
- (3) スキー場区域内にある土地、建物などの資産を譲渡するときは、事前に野沢温泉村と協議すること。
- (4) スキー場区域内で雪上走行車などを運行する場合などは、(株)野沢温泉（野沢温泉スキー場の指定管理者）の許可を得なければならないこと。
- (5) 上記の(2)、(3)などの協議事案は、スキー場管理審査会が検討し、審査結果を決定しますので、協議申請者はその決定事項を尊重すること。

【添付資料】

別紙1 野沢温泉スキー場区域図

野沢温泉スキー場区域図



2 景観をよりよくするためのルール

【役場の担当部署：観光産業課 商工観光係】

「野沢温泉村美しいまちづくり条例」に定められています。

この条例の目的は、「自然とともに歩み、歴史・文化・伝統が息づいた快適で誇り高い郷土」として魅力的なまちなみ景観を創造し、訪れた観光客の皆さんが歩いて見たくなり、また、村民が住んで満足できるような景観を形成する事です。

次のような行為を行う場合は、村にあらかじめ届出をしていただき、村はその届出の内容に対して指導や助言を行います。

- (1) 建築物（住宅、店舗など）の新築、増改築など。
- (2) 看板、門などの設置、変更など。
- (3) 建築物の屋根や外壁、看板の色の変更など。

詳細につきましては、【観光産業課 商工観光係】にお問い合わせください。

【添付資料】

別紙2 野沢温泉村の景観をよりよくするために

To make Nozawa Onsen better place

At Nozawa Onsen, we aim to create an attractive townscape based on history, culture and tradition. Please consult the village hall in the following cases in advance.

- Constructing or renovating
- Setting up a signboard

Village Hall, Industry and Tourism Division
Phone: 0269-85-3114

野沢温泉の景観をよりよくするために

野沢温泉村では、歴史・文化・伝統に基づく魅力的なまちづくりを目指しています。

次の場合、事前に役場にご相談ください。

- ・建物等の新築・改装
- ・看板の表示（設置）

野沢温泉村役場 観光産業課
TEL 0269-85-3114

5

Shape of buildings,
roof & exterior colors,
and signboard colors, etc...



建物の形状、
屋根・外壁の色、
看板の色など ...

別紙 2

**Buildings and signboards are regulated
by ordinances and guidelines.**

建物や看板は、村の条例や指導要綱*によって規定されています。

*野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例および沿道景観維持に関する指導要綱

3 上ノ平別荘地のルール

【役場の担当部署：観光産業課 商工観光係】

上ノ平別荘地は野沢温泉村が開発し、1970年（昭和45年）から分譲地として販売を始め、購入者の皆さまには「ご購入のしおり」でルールをお願いしています。

その主な内容は、次のとおりです。

- (1) 建築面積は敷地面積の20%以下にし、道路及び隣接する土地からはできる限り隔てる。
- (2) 建物は2階建て以下とする。
- (3) 建物の外部の色彩は、原色をさけて周囲の自然と調和したものとする。
- (4) 塀、その他遮へい物はできる限り設けない。
- (5) 自然環境の保持と俗化の防止に努める。

詳細につきましては、【観光産業課 商工観光係】にお問い合わせください。

4 地下水の利用についてのルール

【役場の担当部署：総務課 企画財政係】

「野沢温泉村地下水資源保全条例」に定められています。

この条例の目的は、生活用水の根源である地下水について、枯渇を防止する事と無秩序な採取を規制するものです。

地下水の利用などについては、規制や申請書の提出などが必要な場合があります。次の概要をご覧ください。

(1) 保全地区の区分

野沢温泉村を、①特別保全地区、②普通保全地区、③保全地区以外の地区の3つに分けて、それぞれの地区ごとにルールを決めています。

地区の区分の概要は次のとおりです。

① 特別保全地区（添付資料の別紙3をご覧ください。）

野沢温泉村大字豊郷地域の内、主に温泉が湧出している区域です。

② 普通保全地区

野沢温泉村大字豊郷地域の内、特別保全地区と重地原地区を除き、野沢温泉村大字前坂区域を加えた地域です。

③ 保全地区以外の地区

「特別保全地区」と「普通保全地区」を除く、野沢温泉村の区域です。

(2) 規制などのルール

① 特別保全地区

新たに井戸などを掘削して、地下水を利用する事はできません。

② 普通保全地区

新たに地下水を利用する者は、あらかじめ村長に申請書を提出して、村長の承認を受ける必要があります。承認の基準（要件）は、条例施行規則の別表第2に定められています。

③ 保全地区以外の地区

新たに地下水を利用する者は、あらかじめ村長に届出書を提出をしなければいけません。

(3) 「特別保全地区」などで、既に村長から承認を受けて地下水を利用している施設などを取得した場合のルール

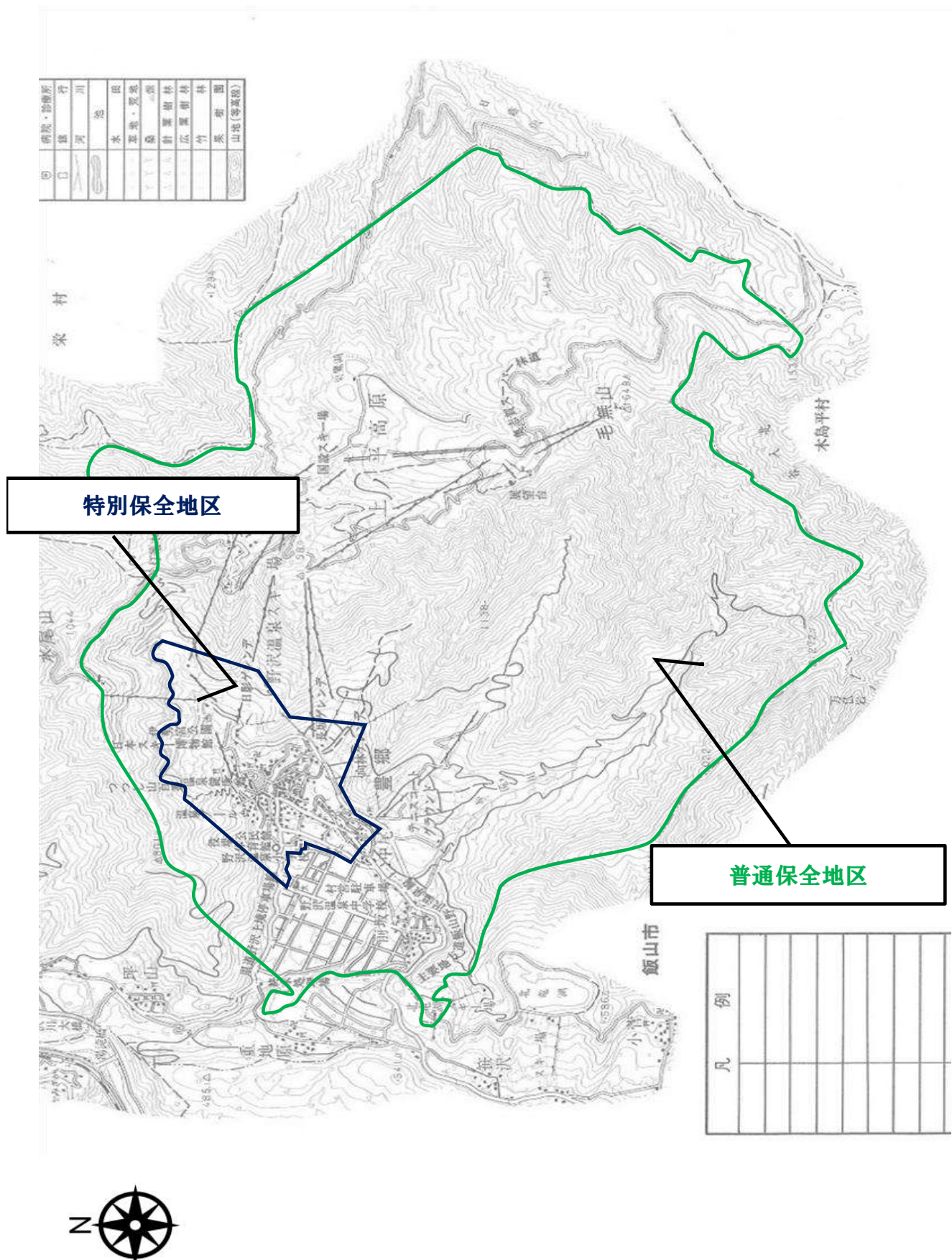
特別保全地区では、購入などにより取得した新たな所有者は地下水を利用する事はできません。

ただし、相続の場合は、村長に届出書を提出する事で地下水を利用する事ができます。

【添付資料】

別紙3 特別保全地区の図面

特別保全地区の図面



5 地中熱の利用についてのルール

【役場の担当部署：総務課 企画財政係】

「野沢温泉村地中熱利用条例」に定められています。

この条例の目的は、村の重要な資源である温泉や地下水を、村民が将来にわたり享受できるよう、地中熱利用の適正化を図るものです。

地中熱を利用する際は、事前に実施場所の地質調査及び承認申請書の提出を行い、村長の承認を得ることが必要です。

(1) 地中熱利用の承認基準

- ① 野沢温泉村地下水資源保全条例に規定する特別保全地区外であること。
(特別保全区域内では地中熱利用ができません)
- ② 地中熱の利用に必要な土地について地中熱を利用する権利を有すること。
- ③ 地中熱交換器はクローズドループ方式とし、深度は地下水面以浅であること。
- ④ 地中熱交換器設置付近に地滑り、崩壊、地盤の液状化、地盤沈下の恐れがないこと。

(2) 地中熱利用の手続き

- ① 事前地質調査実施届の提出
調査を実施する30日前までに、事前地質調査実施届を提出してください。
- ② 承認申請書の提出
地中熱利用施設設置工事の着手120日前までに、地中熱施設利用承認申請書を提出し、村長の承認を受けてください。

【添付資料】

別紙4 野沢温泉村地中熱利用条例が制定されました

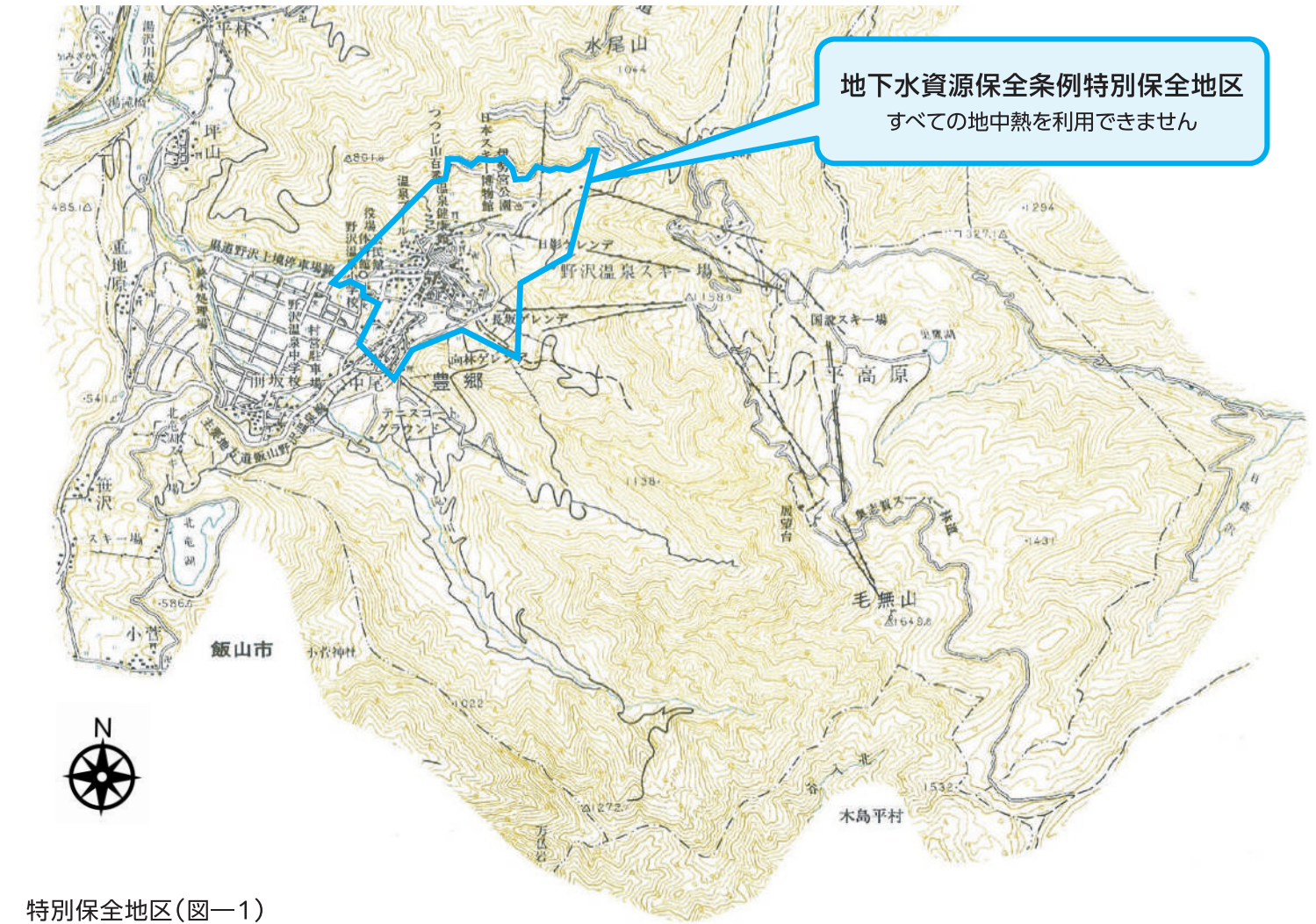
野沢温泉村地中熱利用条例が制定されました

地中熱は、再生可能エネルギーとして地球環境にやさしく、有効に活用したいエネルギーの一つです。一方で、ここで暮らす我々にとって温泉や地下水は何物にも代え難い大切な宝物です。地中熱を利用することは、温泉や地下水にどのように影響をもたらすか、計り知れません。

この大切な温泉・地下水を守り、暮らしを守るため、地中熱の利用に関する決まりを条例として決めました。条例の施行日は令和6年4月1日です。

1 地中熱利用の承認基準

- ①野沢温泉村地下水資源保全条例で定められている「特別保全地区」(図一1)ではすべての方式による地中熱を利用することができません。
- ②「特別保全地区」を除く村内全域において地下水を揚水する「オープンループ方式」(図一2②)での地中熱は利用できません。
- ③地中熱の利用方法は、「クローズドループ方式」(図一2①)とし、地中熱交換器の深度は地下水面以浅でなくてはなりません。
- ④地中熱を利用する際は、事前に実施場所の地質調査及び申請書の提出を行い、村長の承認を得ることが必要です。(申請の内容は右面を参照してください。)



特別保全地区(図一1)

名称	ヒートポンプ(クローズドループ)	ヒートポンプ(オープンループ)
模式図		
説明	地中に埋設した熱交換器に不凍液等を循環させ、ヒートポンプで熱交換する	揚水した地下水をヒートポンプで熱交換し、使用した地下水は還元器で地下に戻す

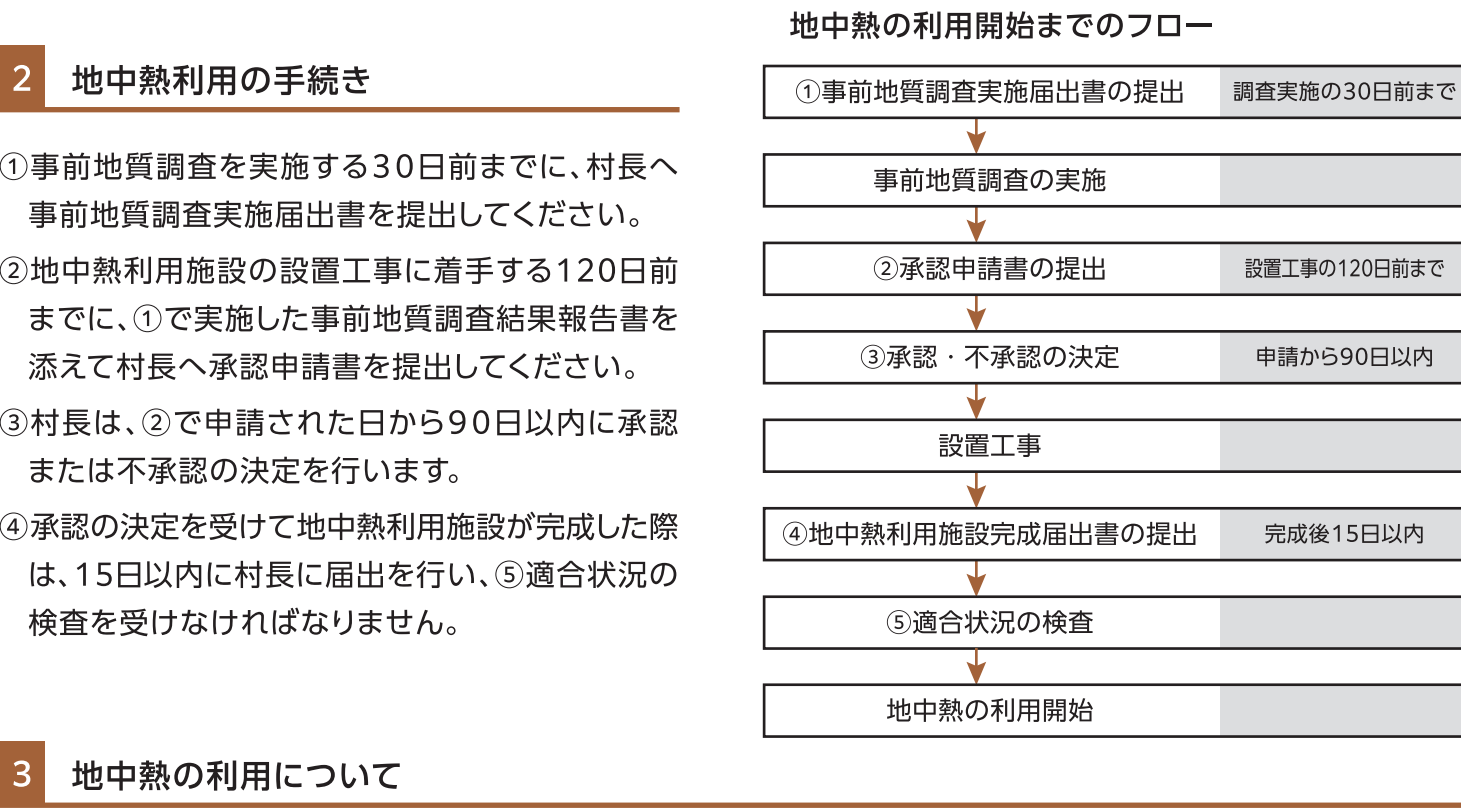
地中熱の利用方法(図一2)

2 地中熱利用の手続き

- ①事前地質調査を実施する30日前までに、村長へ事前地質調査実施届出書を提出してください。
- ②地中熱利用施設の設置工事に着手する120日前までに、①で実施した事前地質調査結果報告書を添えて村長へ承認申請書を提出してください。
- ③村長は、②で申請された日から90日以内に承認または不承認の決定を行います。
- ④承認の決定を受けて地中熱利用施設が完成した際は、15日以内に村長に届出を行い、⑤適合状況の検査を受けなければなりません。

3 地中熱の利用について

- ①現に地中熱利用施設を有している方は、条例施行後(令和6年4月1日)から60日以内に村長へ届出をしてください。
- ②地中熱の承認を受けて利用された場合は、5年に1回施設の適合状況について、村長の検査が必要となります。
- ③地中熱施設の利用を廃止した場合は、現状回復し村長に届出が必要です。
- ④村長は、地下水資源の保全上、必要がある場合は地中熱を利用する者等に対して、必要な措置をとるべきことを勧告・措置命令をする場合があります、従わない場合は一時停止を命令することがあります。
- ⑤手続き申請の方法、詳細については下記にお問い合わせください。



お問い合わせ先

野沢温泉村役場 総務課企画財政係

〒389-2592 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817

電話 0269-85-3111 FAX 0269-85-3913 メール kikaku@vill.nozawaonsen.nagano.jp

6 宅地開発と中高層建築物のルール

【役場の担当部署：建設水道課 建設係】

「野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建設に関する条例」に定められています。
この条例の目的は、生活環境の保全、良好な自然環境の保護、災害の防止です。

次の地域内で該当する行為を行う場合には、事前に村に計画内容の協議が必要です。
協議された計画は開発審査会で検討し、審査結果を決定しますので、協議申請者はその決定事項を尊重しなければなりません。

(1) 対象となる地域

- ① 都市計画区域
- ② スキー場区域 ※「1 スキー場区域でのルール」の区域です。
- ③ 水源と温泉源に影響を及ぼす恐れのある地域
- ④ その他村長が特に必要と認める地域

(2) 該当する行為

- ① 宅地開発行為で 1,000 m²以上のもの
- ② 建築物等の高さが 18m以上のもの

詳細につきましては、建設水道課へお問い合わせください。

7 ごみの処分（分別・出し方）のルール

【役場の担当部署：民生課 住民係】

「野沢温泉村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定められています。
この条例の目的は、ごみの排出の抑制と適正な処理などです。

家庭生活から出るごみは、村が指定したごみ集積所（ゴミステーション）に出していただければ、村が収集して処分します。

ごみの分別と出し方の主なルールは、次のとおりです。

- (1) 燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみなどに分別する事。
- (2) 村の指定した袋に入れる事など。
- (3) 決められた日（曜日）と、決められた時間に出す事。

具体的には、「ごみの分け方・出し方」と「ごみ収集カレンダー」でお知らせしています。

また、「ごみ分別アプリ」がありますので、ご利用ください。

なお、営業活動（宿泊施設やレストランなど）から出る多量のごみなどは、家庭生活から出るごみとは別のルールがありますので、【民生課 住民係】にお問い合わせください。

【添付資料】

別紙5 「ごみの分け方・出し方」

別紙6 「ごみ分別アプリ」のチラシ

ごみの分け方・出し方

別紙 5

収集日の朝 7時30分から8時30までに、決められたステーションへ出してください。
決められた出し方をしないと、収集できない場合や、付近に迷惑がかかります。

もえるごみ

もえるごみ指定袋に入れ、名前を書き、指定日に出してください。

台所ごみ

野菜くず、残飯など

十分に水切り
してください。

食用廃油

少量の場合、紙や布に
染み込ませるか
凝固剤で固める。

※多量の食用廃油は、
体育館入口、右側の廃油回収
容器に投入してください。
(容器は持ち帰る。)

布類

衣類など

カーテンなど長いものは裁断する。

紙類(容器包装を除く)

ちり紙、紙おむつなど

紙おむつの汚物は取り除く

洗剤箱

革製品

金具は取り外す



プラスチック類

マークのないものや汚れのある物

少しでも金属が使われていたらもえないごみ指定袋で出す

刈り草は出せません

落ち葉



もえないごみ

もえないごみ指定袋に入れ、名前を書き、指定日に出してください。

空き缶類(鉄・アルミ)と「その他燃えないごみ」に分けてください。

金属類 (ジュース・ビール・菓子缶類は資源ごみとして分別して下さい)

スプレー缶、アルミホイール
菓子缶、やかん、なべ

スプレー缶は使い切り
穴を開けてください。



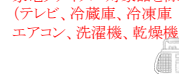
カセットテープ、CD、
ビデオテープ



小型電化製品

トースター、ドライヤーなど

家電リサイクル対象品を除く
(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫
エアコン、洗濯機、乾燥機)



ガラス類

コップ、化粧品、薬剤のびんなど

割れた、コップ・ガラス
鏡などは危険物へ



剪定枝

60cm位に切り
30cm以下の束
にして記名する



大きなもえないごみ

プラスチックの漬物桶、雪かき
そり、ポリタンク等



プラスチック製容器包装

燃えないごみ指定袋に入れ、㊦と書き、指定日に出す。

ボトル類

洗剤、シャンプー、化粧水、
たれ、乳酸菌飲料、目薬
などのボトル



チューブ類

からし、マヨネーズの
チューブ



ふた類

ペットボトルなどのふた



パック、カップ類

卵、豆腐、カップめん



※納豆容器は燃えるごみで出す

袋類

レジ袋、食料品、衣料品
などの袋



トレイ類

惣菜、生鮮食品、菓子
などのトレイ、白色トレイ



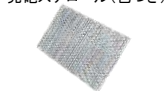
フィルム類

生鮮食品のラップ、ペット
ボトルのラベル、カップめんの
透明フィルムなど



緩衝材類

緩衝材(プチプチ)など
発砲スチロール(色つき)



発砲スチロール

ひもで縛って菜名前を書く



紙・古紙類



紙・古紙類は資源ごみ。収集した紙類は、売却して村の収入になります。(汚れているのは燃えるごみで出す。)

紙パック

牛乳パックなどの内側が白色のもの
すすいで開く



段ボール

折りたたみ、ひもで十文字にしぼる



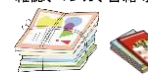
新聞紙

新聞紙はまとめて、ひもで
十文字にしぼる



雑誌類

雑誌、マンガ、書籍等



その他雑紙

百貨店の紙袋や
包装紙など



菓子・レトルト食品・洗剤
ティッシュなどの紙箱



薬などの紙箱や紙袋



紙、その他雑紙なども一緒に十文字に、ひもで縛って出してください



小さな紙切れは紙袋か封筒に入れて、
口を折りたたみ、新聞折り込み、コピー



燃えるごみへ

マークが表示されている紙
でも特殊加工(コーティング
やロウなど)された紙は燃える
ごみとして出してください。

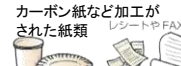
カップ・ふた類

カップめん・ヨーグルト・アイスクリーム
などのカップやふたなど



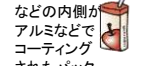
加工紙

ビニール、ろう、銀紙
カーボン紙など加工が
された紙類



パック類

ジュース・酒類
などの内側が
アルミなどで
コーティング
されたパック。



ペットボトル

燃えないごみ指定袋か、ステーションのネットに入れる。



このマークが目印

ふたはプラスチック製容器
包装、ラベルは材質に応じ、
プラスチック製容器包装か
紙製容器包装です。



中の異物を取り除き、
水洗いして乾かす。



乾電池



クリーンステー
ションの専用
容器に入れる

危険物

燃えないごみの指定日に出す

包丁、ガラスの破片
割れた食器類は
「危険物」と表示した
段ボール箱等に入れ
て出す。



電球、蛍光灯は購入時の
ケースに入れるか危険物
と一緒に段ボール等
に入れて出す。



ガラスびん類

種類ごとに燃えないごみ袋へ

茶色 透明 その他



ビール瓶
一升瓶は
販売店へ

粗大ごみ



エコパーク寒川へ持ち込むか
(10kg当たり500円)
春と秋の粗大ごみ回収へ

販売店・廃品回収業者に引き取ってもらうもの

ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶、コンクリート、ブロック、アルミサッシ、建築廃材、便器、ホーローバス、マットレス、
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、バッテリー、ニッカド電池、消火器、タイヤ、ホイール、
農業用マルチ、農業袋・袋、バイク



事業者、個人宅とも、村の許可業者に収集
運搬を依頼することが出来ます。(料金等
は直接お問合せください)

野沢温泉村一般廃棄物 収集運搬許可業者	電 話
せいしん(畔上進)	0269-85-3379
(有)松原商事	0269-62-1544
(有)井上商店	025-757-3335
樹長野環境保全センター	0269-24-7331

エコパーク寒川
受入時間 9:00~12:00、13:00~16:30
TEL 0269-69-1085
犬猫の死体は、段ボール箱に入れ、直接持ち
込んでください。(処理料1体520円)

野沢温泉村役場 民生課住民係
TEL 0269-85-3112



野沢温泉村 ごみ分別アプリ

さんあ〜る[®] 好評配信中

「分別方法」を手軽に検索したり、「収集日」をお知らせする機能が
ついた便利なアプリです。

スマートフォン、タブレット端末でご利用ください。

アプリのインストール

右のQRコード又は各ストアより
「さんあ〜る」を検索しダウンロード
してください。
アプリの利用料は無料です。
(通信料は個人負担です)



初期（地区）設定

新規登録

※ごみの収集地区を設定します。
収集地区がご不明な場合は、
自治体にお問い合わせください。

バックアップからの復元



長野県を選択

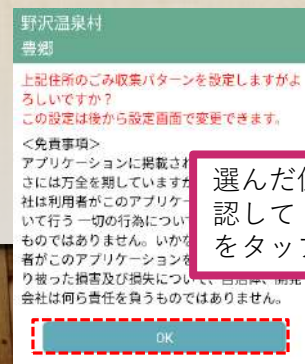


野沢温泉村を選択

最初にアプリを起動する
と上の画面が出てきます。
「新規登録」を選択



お住いの地区
を選択



選んだ住所を確認
して「OK」
をタップ



通知設定



「メニュー」→「設定」から

ごみ出し日の通知のON/OFFの設定と通知対象のゴミ及び通知時間の設定が可能です。

インフォメーション通知をONにすることで自治体からのお知らせをリアルタイムで確認できます。



メニュー画面の開き方

方法は2つあります。

1. 左のトップ画面、右上の3本線のメニューアイコンをタップする
2. 画面を右から左へスワイプする

アプリ画面イメージ

分別帳



カレンダー



問合せ先



問合せ 民生課住民係 TEL 0269-85-3112

8 秩序ある道路の雪かきをするためのルール

【役場の担当部署：建設水道課 建設係】

野沢温泉村では「冬の生活を明るくする条例」に以下のルールを定めています。

この条例は、村と村民が協力して道路の除雪に取り組み、健康で文化的な冬の暮らしを実現することを目的としています。

主なルールは次のとおりです。

- (1) 原則として道路に雪を捨てないでください。やむを得ず、道路脇に雪を積まざるを得ない場合があります。その場合は、できるだけ早く道路上の雪を取り除いてください。
- (2) 屋根から雪が落ちると通行人の危険につながる可能性があります。通行人の安全を確保するため、屋根からの雪の落下防止策を講じてください。
- (3) 用水路や流雪溝に雪を捨てる場合は、あふれないように注意してください。

【添付資料】

別紙7 冬の生活『日々の雪かきなど』

冬の生活『日々の雪かきなど』について

外国人居住者とビジネスオーナーの方へ

野沢組

冬の野沢温泉は雪があり、とても魅力的です。一方で、この豊富な雪はここで暮らす人にとって、少々厄介な面もありますね。特に何日も雪が続くと、家の周りの雪片付けも大変です。

そこで今回は雪国での『日々の雪かき』のルールについてお伝えします。ここに書かれていることは雪国では常識的なことばかりですが、特に雪の生活を経験したことがない方は参考にしてください。

1 各家の雪は、自らが責任をもって片付けてください



玄関や屋根の雪を片付けなくてはならない。そんな時は次のようなことに注意してください。

①家の周りの雪はその家で片付けましょう。

※特に道路にはみ出した雪は歩行者や車の通行の支障となります。

②片付けた雪を道路に出さない。

※通行の妨げばかりか、凍結し歩行者の転倒や車輛のスリップ事故のもとになります。

2 屋根の雪に注意してください

道路等に面している屋根の雪が落下すると危険です。通行中の人や車に当たってしまうと大変なことになります。

①屋根には「雪止め」を設置しましょう。

②軒先から張り出した雪やツララはいつも点検し、適切な処置をしてください。

③家の周りの樹木等からの落雪などにも注意してください。



3 片付ける雪はどこに？

道路や近所の邪魔にならなければ、自分の土地に積み上げておいても良いのですが、困ったときは次の方法で処分してください。

①自宅に池があれば、そこに入れて消す。

②用水路に入れ、流れている水で消す。ただし、次の注意が必要です

※用水路には公共のものと個人の用水路があります。使いたい水路について、地元の人に雪を入れていいか確認しておきましょう。

※温泉街にある池は、ほとんどが個人のものです。勝手に雪を入れるのはトラブルの元です。使いたいときは持ち主に声をかけてみましょう。空いている時間帯など、使わせてくれる場合もあります。





【用水路使用上の注意】

- 1) 一度に大量の雪を入れない。
- 2) 固く大きなかたまりは、細かく砕いて投入する。
- 3) 下流で雪が詰まり水が溢れ出した場合は、雪の投入を止めて様子を見る。
- 4) 雪を入れた後は、各自責任をもってフタを閉めましょう。
人が落ち危険です。
- 5) 用水路からむやみに、水を取って使わない。

※用水路や水の使用について分からない場合は、近所の人や区長さんに相談してください。



4 雪片付けのタイミングは？

雪片付けの作業は、こまめに行うのが基本です。積もった雪をそのまま放置しておくと、雪が自重で圧縮されて、固く凍結してしまいます。そうすると、カチカチに固まって取り除くのが更に大変になるうえ、滑ってケガをする危険も高まります。

5 路上駐車をしないでください。

道路を機械で除雪する時もありますので、路上駐車や道路にはみ出して車輛を止めないでください。もちろん車輛や歩行者の通行が不便になるばかりか、渋滞の発生や緊急車両の通行の妨げにもなりますよね。

6 雪かきは、地域の人とのコミュニケーションツールの一つ！！

雪が降った翌朝に、近所の人と「ふりましたねえ～」「今日は、少なかったので良かったですね」なんて、会話しながら一緒に雪かきすると、何というか、一体感が出てきます。

笑顔で、ジェスチャーを交えながら言葉を交わせば、気持ちは通じます。分からないことも、聞いてみましょう。

ご近所さんとは、笑顔で気持ちよくお付き合いをしましょう。

